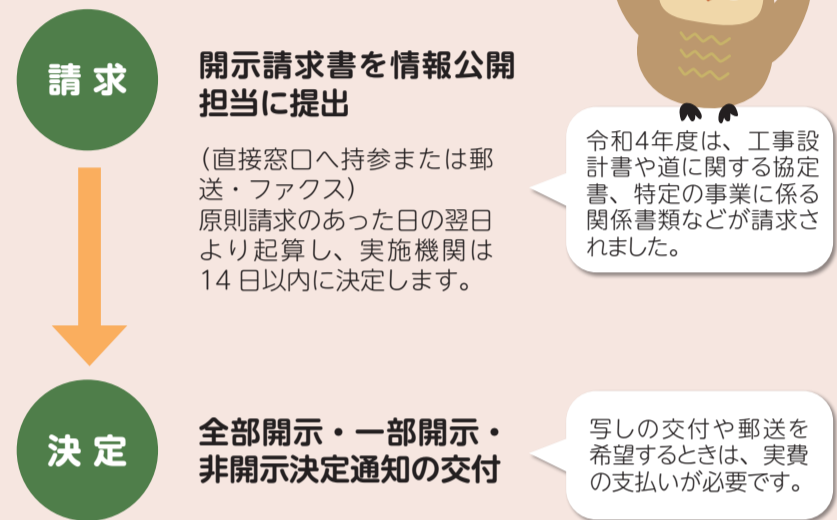


市民に情報を公開し、公正で透明な市政を推進します

情報公開は、市自治基本条例や市情報公開条例で定められているように、市民の市政への参加を促進するため、市政に関する情報を公開することにより、市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政を推進することを目的とする制度です。市報毎月15日号のCIMコラムで、知っていただきたい情報を分かりやすく掲載しているほか、市政に関わる情報は、市政資料コーナーをはじめ、市報・市HP・各課窓口などで提供を行っています。窓口などで提供されていない行政文書についても、市民からの請求に応じて、個人のプライバシーに最大限配慮したうえで、閲覧や複写により、原則として開示を行っています▶問：市民活動推進課 ☎ 60-1809

行政文書開示請求の流れ



開示が認められないことがあります
開示が認められない理由を文書でお知らせします。

開示が認められない理由に納得できないとき
開示が認められない理由を示した文書を受け取った日の翌日から3カ月以内に審査請求ができます。

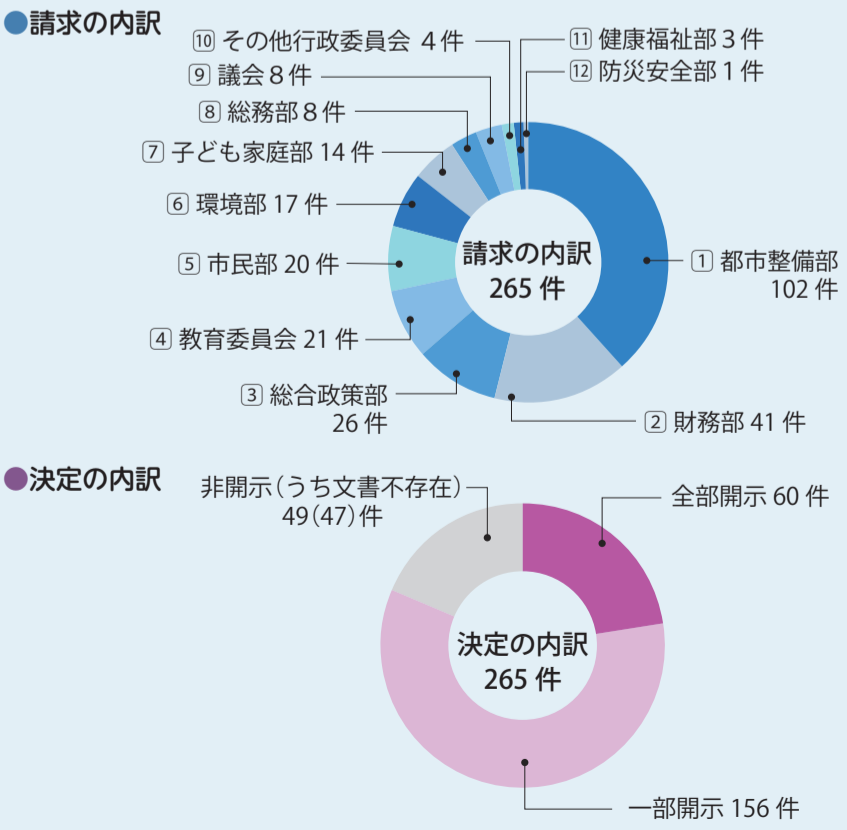
情報公開・個人情報保護審査会で審議します。

一部開示・非開示となる例

開示請求された行政文書の中に、個人名などの「個人を識別できる情報」、法人の印影などの「法人などの地位が損なわれるおそれがある情報」、そのほかに「市の審議、検討又は協議に関する情報」、「行政運営に支障をおよぼす情報」、「任意に提供した情報」などが含まれる場合は、その部分を非開示としています。

令和4年度行政文書開示状況

実施機関	請求		決定内容 (件)				審査請求
	件数	延べ人数	全部開示	一部開示	非開示 (うち文書不存在)	却下	
市長部局	232	146	48	142	42 (40)	0	7
教育委員会	21	15	6	12	3 (3)	0	0
その他行政委員会	4	2	3	1	0 (0)	0	0
議会	8	4	3	1	4 (4)	0	0
計	265	167	60	156	49 (47)	0	7
前年度計	251	167	83	128	40 (29)	0	2



市政資料コーナー (市役所西棟7階)

市役所市政資料コーナーでは、市の刊行物、報告書をはじめ、法規、辞典、官報など各種の資料を自由に閲覧できます。コピー (A3まで白黒1枚10円・カラー1枚30円) や備え付けのパソコンによる行政情報のインターネット検索ができ、有償刊行物の販売や資料の頒布なども行っています。なお、市政資料の目録 (平成20～令和4年度) は市HPの「市政資料」に掲載しています。



有償刊行物

有償刊行物一覧は、「わたしの便利帳令和4年・5年版」124頁に掲載。また、市HPの「有償刊行物」で内容を随時更新して掲載しています。



毎月15日号の市報に掲載



CIM=Civil Information Minimum (これだけは知っておきたい市民の情報)

市報では毎月15日号に身近な題材の中から、市民の皆さんに知ってほしい情報を、市民ライターが分かりやすくお伝えするCIMコラムを掲載しています。平成4年から続いている本市ならではの取り組みで、令和4年度は、「人と環境問題をつなぐ施設むさしのエコreゾート」、「データで見る武蔵野市『令和4年版武蔵野市地域生活環境指標』」、「武蔵野市の母子保健サービス『ゆりかごむさしの』について」などをテーマとしたコラムが掲載されました。